

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成21年12月3日認可した。

平成21年12月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|-------------|----------------------------------|
| 香川県三郎池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下池地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）下井幹線（上林）地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）林幹線地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）平石下地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鎌野地区 |
| 高松市東植田土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）破石地区 |
| 〃 | 単独県費補助土地改良事業（農道事業）高様地区 |
| 舟岡池土地改良区 | 単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）池尻地区 |
| 〃 | 単独市費補助土地改良事業（農道事業）片吹農道地区 |